

○ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱

平成28年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号。以下「法」という。)第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に20歳未満の児童を扶養しているもの(以下「ひとり親家庭の親」という。)又はその児童が高等学校卒業程度認定試験(以下「高卒認定試験」という。)の合格を目指す場合において、民間事業者等が実施する対策講座の受講費用の軽減を図ることにより、ひとり親家庭の親及びその児童の学び直しを支援することを目的とする。

(対象者)

第2条 事業の対象者(以下「対象者」という。)は、市内に住所を有するひとり親家庭の親及びひとり親家庭の児童であって、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 児童扶養手当の支給を受けている又は同等の所得状況であること。(ただし、児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第6条の7の規定は適用しない。)
- (2) ひとり親家庭の親又はその子が高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められること。

(対象講座)

第3条 事業の対象講座(以下「対象講座」という。)は、高卒認定試験の合格を目指す講座(通信制講座を含む。)のうち、市長が適当と認めたものとする。ただし、高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金の支給を受けた場合は、本事業の対象としない。

(給付金の種類)

第4条 給付金の種類は次のとおりとする。

- (1) 受講開始時給付金
- (2) 受講修了時給付金
- (3) 合格時給付金

2 前項3号に掲げる給付金は、受講修了時給付金を受けた者が受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合に限り、支給するものとする。

(給付金の額)

第5条 給付金の額は、次の各号に掲げる給付金の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 受講開始時給付金 対象講座の受講開始のために支払った費用(入学料及び授業料に限る。以下「受講費用」という。)に100分の30を乗じて得た額(その額が7万5千円を超えるときは、7万5千円を限度とする。)とする。ただし、当該額が4,000円を超えない場合は、支給しない。
- (2) 受講修了時給付金 対象講座の受講のために要した受講費用に100分の40を乗じて得た額から受講開始時給付金を差し引いた額とする。ただし、受講開始時給付金と受講修了時給付金の合計額が10万円をこえるときは、10万円から既に支給されている額を差し引いた額とし、当該額が4,000円を超えない場合は、支給しない。
- (3) 合格時給付金 受講費用に100分の20を乗じて得た額とする。ただし、受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の合計額が15万円を超えるときは、15万円から既に支給されている額を差し引いた額とする。
- (4) 令和4年3月31日までに修了した講座については、受講開始時給付金の支給を行わないため、従前の例により(2)の「100分の40を乗じて得た額から受講開始時給付金を差し引いた額」を「100分の40を乗じて得た額」に、「受講開始時給付金と受講修了時給付金の合計額」を「受講修了時給付金の額」に、「10万円から既に支給されている額を差し引いた額」を「10万円」に、「(3)の「受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の合計額」を「受講修了時給付金と合格時給付金の合計額」に読み替えて支給するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、算定した支給額に端数が生じた場合、小数点以下を切り捨てて整数とする。

(事前相談の実施)

第6条 受講開始時給付金を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、対象講座を選択する前に、市長と相談するものとする。

2 市長は、前項の規定による相談を受けたときは、申請者に対し必要な助言をするものとする。

(対象講座の指定に関する手続)

第7条 申請者は、対象講座の受講開始日以前に、受講対象講座指定申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号の申請者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。ただし、公簿等で確認することができる場合は省略することができる。

(1) 児童扶養手当の支給を受けている者 児童扶養手当証書の写し

(2) 児童扶養手当の支給を受けていない者 次に掲げる書類

ア 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本

イ 世帯全員の住民票の写し

ウ 前年(申請日が1月から7月までの場合は、前々年)の世帯の所得の額を証明する書類

3 市長は、第1項の申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、相当と認めたときは、受講対象講座指定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(受講開始時給付金、受講修了時給付金又は合格時給付金の手続)

第8条 受講開始時給付金又は受講修了時給付金又は合格時給付金の支給を受けようとする者は、市長に対して、／受講開始時給付金／受講修了時給付金／合格時給付金／支給申請書(第3号様式)を提出するものとする。

2 前項の支給申請書には、次の各号の給付金の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

(1) 受講開始時給付金 領収書

(2) 受講修了時給付金 次に掲げる書類

ア 受講修了証明書

イ 領収書

(3) 合格時給付金 合格証書の写し

3 第1項の申請は、次の各号の給付金の区分に応じ、当該各号に定める期日まで行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認めたときは、この限りでない。

(1) 受講開始時給付金 受講開始日から起算して30日以内

(2) 受講修了時給付金 受講修了日から起算して30日以内

(3) 合格時給付金 合格証書に記載されている日付から起算して40日以内

4 市長は、第1項の支給申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、相当と認めたときは、／受講開始時給付金／受講修了時給付金／合格時給付金／支給決定通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(給付金の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正の手段により受講開始時給付金、受講修了時給付金又は合格時給付金の支給を受けた者がいるときは、支給額に相当する金額の全部又は一部をその者から返還させることができる。

(その他の事項)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、こども家庭支援センター長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式（第7条第1項関係）

受講対象講座指定申請書

年 月 日	
（あて先）横須賀市長 住所 氏名 電話	
対象講座実施機関名	
対象講座の名称	
受講科目	
試験の免除科目	
対象講座の受講期間	
対象講座の受講費用	
過去の受給の有無	
ひとり親の確認	1 児童扶養手当証書 2 その他
（事務処理欄）	

第2号様式（第7条第3項関係）

受講対象講座指定通知書

年 月 日

住所

氏名

横須賀市長

印

年 月 日付で申請のあった受講対象講座の指定については、次のとおり指定します。

対象講座実施機関名

対象講座の名称

受講科目

試験の免除科目

対象講座の受講期間

対象講座の受講費用

第3号様式（第8条第1項関係）

受講開始時給付金
 受講修了時給付金 支給申請書
 合格時給付金

年 月 日	
(あて先) 横須賀市長	
住所	
氏名	
電話	
対象講座実施機関名	
対象講座の名称	
受講科目	
試験の免除科目	
対象講座の受講期間	
対象講座の受講費用	
振込先金融機関	銀行 本店 信用金庫 支店
口座番号	普通 当座
口座名義（カタカナ）	
(事務処理欄)	

第4号様式（第8条第4項関係）

受講開始時給付金
受講修了時給付金 支給決定通知書
合格時給付金

年 月 日

住所
氏名

横須賀市長

印

年 月 日付けで申請のあった 受講開始時給付金
受講修了時給付金 の支給につい
合格時給付金
て、次のとおり決定しましたので通知します。

対象講座実施機関名

対象講座の名称

支給決定額

支給予定日

支払い方法